

平成26年6月24日

総務大臣

新藤義孝殿

日本放送協会

会長 舩井勝人

日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への
移行円滑化助成業務の一部変更の認可申請書

放送及びその受信の進歩発達に寄与するため、「日本放送協会の
共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業
務」（平成22年3月10日総務大臣認可）の内容を一部変更して
実施したいので、放送法第20条第10項に基づき、別紙書類を
添えて認可申請いたします。

(別紙)

1. 実施しようとする業務（変更しようとする内容）

平成22年3月10日付で総務大臣の認可を受けた「日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務」（以下「現行業務」という。）は、日本放送協会（以下「協会」という。）と地元視聴者が共同して設置し運用するアナログ共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）又は協会の実施する地上アナログテレビ放送を受信していた地域内において、NHK共聴の組合員や協会の地上アナログテレビ放送の中継局の受信世帯（当該中継局の電波を共同受信施設により受信している世帯及び事業所を含む。）がケーブルテレビ等の代替手段（以下「代替手段」という。）による視聴に移行することにより、NHK共聴のデジタル化改修やデジタル中継局の置局（協会の地上アナログテレビ放送を受信していた地域内であって協会の地上テレビ放送がデジタル化により難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。以下「新たな難視地区」という。）については、当該地区への新たなデジタル中継局の置局、またはその他の送信側対策をいう。以下同じ。）を行うことが不要となる場合について、代替手段に移行するNHK共聴組合や協会の地上アナログテレビ放送の中継局の受信世帯に対して、申請により、代替手段への移行の態様に応じて、必要となる経費について一定額の助成を行うものである。

今回の変更は、これらに加えて、地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送が受信できない地区（自然の地形が原因で地上テレビ放送が難視聴となる地区で、協会が認定するもの。都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「絶対難視地区」という。）において、当該地区への新たなデジタル中継局の置局等が不要となる場合について、代替手段に移行する世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）を助成の対象とするものである。

また、現行業務の実施要綱を、絶対難視地区において代替手段に移行して協会の地上デジタルテレビ放送を視聴する世帯等を助成対象に加えるよう変更して別冊のとおり改め、変更後の業務（以下「新業務」という。）はこれに基づ

いて行う。

2. 実施しようとする理由（変更しようとする理由）

現行業務は、協会の実施するNHK共聴のデジタル化改修又はデジタル中継局の置局を補完し、視聴者等の負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及を効率的かつ短期間に推進するため、必要な経費の一部を助成し、放送及びその受信の進歩発達に寄与しようとするものである。

今回の変更は、新たな難視地区における難視聴状態の解消のため、地上アナログテレビ放送終了以降に代替手段の整備が進んだことで、絶対難視地区の一部の世帯等において代替手段への移行による地上デジタルテレビ放送の受信が可能となったため、現行業務と同様の考え方にに基づき、絶対難視地区に対しても助成を行おうとするものである。

協会として、新たな難視地区に対して助成を行ってきたことから、絶対難視地区に対しても同様の助成を行うことには十分な合理性があるとともに、これにより当該地区の世帯等が地上デジタルテレビ放送を視聴可能となることは視聴者の利益にもかない、放送及びその受信の進歩発達に資するものである。

3. 業務の実施計画の概要（変更分のみ記載）

	26年度 (見込み)	27年度
絶対難視地区関係	20世帯等	(26年度に未申請の世帯等があった場合に対応)

4. 業務の収支の見込み（変更分のみ記載）

26年度	27年度
収入：なし 支出：500千円	未定 (26年度に未申請の世帯等があった場合に対応)

5. 業務を行うために必要とする資金の額及びその調達方法

当該年度の収支予算において措置。

6. その他必要な事項

- ① 今回の一部変更に関わる業務実施の期日は、総務大臣の認可の日以降、平成28年3月31日までとする。
- ② 別冊の実施要綱の基本的内容を変更する場合には、その都度、業務の認可申請を行うこととする。
- ③ 業務の実施状況については、別途報告する。

(別冊)

日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への
移行円滑化助成業務の実施要綱

1. 目的

日本放送協会（以下「協会」という。）と地元視聴者が共同して設置し運用するアナログ共同受信施設（以下「NHK共聴」という。）の組合員や協会の地上アナログテレビ放送の中継局の受信世帯（当該中継局の電波を共同受信施設により受信している世帯及び事業所を含む。）又は地上アナログテレビ放送終了以前から継続して協会の地上アナログテレビ放送及び地上デジタルテレビ放送が受信できない地区（自然の地形が原因で地上テレビ放送が難視聴となる地区で、協会が認定するもの。都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域及び混信による難視聴地域を除く。以下「絶対難視地区」という。）にある世帯及び事業所（以下「世帯等」という。）がケーブルテレビ等の代替手段（以下「代替手段」という。）への移行により、NHK共聴のデジタル化改修やデジタル中継局の置局（協会の地上アナログテレビ放送を受信していた地域内であって協会の地上テレビ放送がデジタル化により難視聴となる地区（都市等における高層建造物等人為的原因による受信障害に基づく難視聴区域を除く。以下「新たな難視地区」という。）又は絶対難視地区については、当該地区への新たなデジタル中継局の置局その他の送信側対策をいう。以下同じ。）を行うことが不要となる場合について、代替手段に移行するNHK共聴組合や協会の地上アナログテレビ放送の中継局の受信世帯又は絶対難視地区にある世帯等に対して、NHK共聴のデジタル化改修又は協会のデジタル中継局の置局のために要する経費と設備を維持管理する経費を基準として算出した額を1回に限り助成することにより、視聴者や自治体の負担の増大を抑制しながら、地上デジタルテレビ放送の普及の効率的かつ短期間の推進を図ることを目的とする。

なお、代替手段には、ケーブルテレビのほか、無線の共聴施設（受信障害対策中継放送局）又はこれらと同様の放送の再送信機能を有する施設が含まれるものとする。

2. 助成の要件

- ① NHK共聴のデジタル化改修が不要となる場合のNHK共聴組合への助成
- ア 協会がデジタル化改修に着手していないNHK共聴の組合であること。
 - イ NHK共聴組合が移行する代替手段の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。
 - ウ NHK共聴組合が、その加入する全世帯等が代替手段に移行し、当該NHK共聴を廃止することに同意すること。
 - エ 総務大臣の業務認可（平成20年11月12日）時点で、既に参加する全世帯等が共聴廃止に同意し、代替手段に移行しているNHK共聴ではないこと。

② デジタル中継局の置局が不要となる場合の受信世帯への助成

- ア 当該世帯が、協会の地上アナログテレビ放送を受信していた地域内又は絶対難視地区内にあり、かつ協会がデジタル中継局の置局に着手していないこと。
- イ 新たな難視地区の個別受信世帯については、代替手段への移行に要した経費が補助金交付下限額に満たない場合を除き、国の支援制度（無線システム普及支援事業費等補助金）を利用していること。
- ウ 当該世帯が移行する代替手段の安定的かつ継続的な運営が、十分な確実性を持って、見込まれること。
- エ 当該世帯が、協会がデジタル中継局の置局を実施しないことに同意すること。
- オ 総務大臣の業務認可（平成20年11月12日）時点（新たな難視地区の個別受信世帯及び絶対難視地区にある世帯等については、それぞれの業務の変更に係る総務大臣の認可時点）で、既に協会の地上デジタルテレビ放送をケーブルテレビへの加入等により受信している世帯等ではないこと。

3. 助成額及び助成先

- ア 助成額は、世帯あたり2万8千円とし、同一の世帯等に対して1回限りとする。なお、東日本大震災の災害救助法適用地域（除：東京都）のうち、震災により被害を受けた世帯等（罹災証明などで確認できること）については、震災前の助成の有無に関わらず、震災以降に改めて1回に限り助成する。
- イ 本件において、自治体が代替手段の実施主体となる場合（公的補助を受け

て整備され安定的かつ継続的な運営が担保されるケーブルテレビ等への全戸加入が自治体の責任において実現される場合を含む。)については、協会と当該自治体との間で事前の協議を行うことができるものとする。協議の結果、当該自治体の責任においてNHK共聴組合や協会の中継局の受信世帯等の同意を得て当該ケーブルテレビ等への全戸加入が実現しデジタル化改修やデジタル置局が不要となることとなった場合には、NHK共聴組合又は受信世帯等への助成を一括して、当該自治体に対して行うことができるものとする。

ウ 助成先は、代替手段に移行するNHK共聴組合、世帯等又は代替手段の実施主体となる自治体のいずれか一者とし、疑義がある場合には関係者の意見を公平に聴取したうえで協会が決定する。

エ 助成額算出の対象となる世帯等は、協会と放送受信契約を締結している世帯等に限る。

オ 助成の申請にあたっては、NHK共聴組合の場合には、当該共聴組合はNHK共聴に加入している全世帯等の加入者名簿を、また、自治体の実施主体となる場合には当該自治体は同意者全員の名簿を添付するものとする。なお、この名簿は、協会の放送受信料の契約収納活動に利用することがある。

4. 実施時期

総務大臣の認可の日以降、平成28年3月31日まで。